



2019年 2月26日
第115号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集情報部
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

いまさら聞けない! ? 過半数代表者の選出について知ろう!

基本的に会社は一切、社員に法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて労働させたり、公休日（1週1回または4週を通じて4回を下回って）に労働させることはできません。

労働基準法

（労働時間）第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

（休日）第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。

本来は法定労働時間を超えて労働させたり、公休日に労働させることは労働基準法違反となります。違反した場合は、「6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処されます。

36（サブロク）協定とは？



36協定とは、使用者（会社）が労働者（社員）に対して“時間外および公休日”に働かせることを可能にするために労働者と結ぶ「協定」のことです。あらかじめ、労働者と使用者（会社）とで書面による協定を締結することで、時間外労働や公休日労働をさせることが可能になります。労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」と呼びます。

労働基準法

（時間外及び休日の労働）第36条 使用者は、**当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定**をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。

ここが過半数代表者の選出と関わってくる！

36協定を締結するのは、事業場の労働者の過半数を組織する労働組合か、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、**公平な手続きで選出された過半数代表者**です！

JR東労組はJR東日本会社と、1日8時間、1ヶ月45時間、1年330時間、公休日労働は月2日までと「**限度時間**」を定めてきました。世間では過労死ラインを超える36協定を締結したために、過労死した事例もあります。過半数代表者に誰を選ぶかはとても重要です。

私たちの命を守る働く側の代表と思える人に投票しましょう！